

令和2年度第4回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和2年7月15日（水） 16時00分開会
17時05分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員（職務代理者）	津曲 貞利
委員	桃木野 聡
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	大脇 俊朗
総務課長	奥 眞一	施設課長	矢崎 順一
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	有満 弓恵	学務課長	辻 慎一郎
学校教育課長	山下 聖和	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	猿渡 功	生涯学習課長	牛堀 隆弘
少年自然の家所長	西國原 学	中央学校給食センター所長	川口 孝

◇ **書記**

総務課主幹	竹村 香帆	総務課主査	梶山 寛之
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 18 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕
 - 定第 19 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱について〕
 - 定第 20 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校管理規則一部改正について〕
 - 定第 21 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の委嘱について〕
 - 定第 22 号議案 市立中学校における詳細調査の件
- 6 報告事項
 - (1) 研修資料「児童生徒の心と身体を守るために」の活用について
 - (2) 市議会関係の審議結果等について
 - (3) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、令和2年度第4回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 まず、皆さんにご紹介させていただきます。

立元委員におかれましては、7月14日付けで、引き続き教育委員に就任いただきました。3期目もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、津曲委員と立元委員にお願いします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第18号議案及び19号議案、並びに21号議案は人事・人選等に関する案件、定第22号議案は個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、定第22号議案については、関係課長のみの出席としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第22号議案 市立中学校における詳細調査の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第18号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第19号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第21号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第20号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校管理規則一部改正について〕

承認

教育長 次に、定第20号議案につきまして、辻学務課長、説明をお願いします。
事務局（学務課長） はい。議案綴りの7ページをご覧ください。定第20号議案代決処分の承認を求める件〔鹿児島市立学校管理規則一部改正〕について、ご説明いたします。鹿児島市立学校管理規則の一部改正につきまして、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき代決いたしましたので、同条第2項の規定により、ここに報告し、承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、6月の第3回教育委員会定例会において報告しておりました夏季休業期間の変更についてでございます。8ページをお開きください。今回の改正の内容は、夏季休業日は、第53条第2項第2号の「7月21日から8月31日まで」とする規定に関わらず、本年については、8月1日から8月31日までとするものでございます。なお、これについては、規則条項の期間等を変更するものではなく、付則として加える形で改正いたしました。改正の理由といたしましては、本年度、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、学校保健安全法第20条の規定による臨時休業を行った市立小学校及び中学校において、夏季休業日の期間を変更するもので、学校運営を円滑に行うために6月12日に代決し学校への連絡を行ったところです。今回、議案として報告し、その承認を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

教育長 はい。ただ今の説明につきまして、何かご質疑ございませんか。

教育長 なければ、定第20号議案については、原案どおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



6 報告事項

(1) 研修資料「児童生徒の心と身体を守るために」の活用について

教育長 次に、報告事項に移ります。

報告事項(1)につきまして、猿渡青少年課長、説明をお願いします。

事務局(青少年課長) はい。研修資料「児童生徒の心と身体を守るために」の活用について報告いたします。報告事項関係資料(1)の2ページをご覧ください。3本立てで計画しておりまして、今回は、VOL. 1として6月に全市立小・中・高等学校に発出いたしました。内容としては、「1多面的な児童生徒理解」、「2教育相談、進路指導等の在り方と組織的対応」、「3生命尊重の教育の推進」、「4ストレスマネジメント教育の推進」になります。次に、構成ですが3ページをご覧ください。まず、データといたしまして、児童生徒がどんなことに悩んでいるのかのデータを示してあり、4ページの「1多面的な児童生徒理解」という内容項目の下に、四角囲みでその説明を入れています。(1)児童生徒について教職員で情報共有する場を活用する、(2)複数のツールによる児童生徒理解、(3)校種間の連携、(4)特に長期休業明けにおける児童生徒理解などの具体策を掲載しています。また、四角囲みで「教職員が書き込む欄」やトピック等を掲載してあります。同様の構成にて、項目ごとに9ページまで資料があります。10ページには、相談機関の案内を掲載しているところです。なお、11ページから20ページまでは、関連する資料を添付しております。研修資料の活用としては、例えば、学年部会等における読み合わせや、教育相談の実施前に留意項目を確認する、また、自分の思いや考えを記入し、同僚との意見交流に活用するなどの方法があります。今後については、VOL. 2を7月に、VOL. 3を9月に発出予定です。以上で報告を終わります。

教育長 この資料の20ページ、生命尊重に関する読書コーナー設置について、山下学校教育課長、何か補足がございますか。

事務局(学校教育課長) はい。各学校では、それぞれコーナーを設けて選書しているようです。また、子供達に選ばせている学校もあるようです。

教育長 今後、第2弾を7月に、第3弾を9月に予定しておりますので、何かお気づきの点があれば、参考にさせていただきたいと思います。

委員 2つあります。1つは学校の先生方に伺いたいと思います。学校が多忙化している中で、もちろん自殺の問題もありますが、先生方にとってこの資料に対するリアリティというか必要性というものがどういう状況なのか、また、実際に先生方がここで感じていることを相談したり、あるいは、より深く学ぶような機会があるのかということが1点目です。2点目は、この資料の8ページ「生

命尊重の教育の推進」で、先ほど学校教育課長からもありましたように、図書の充実などありますが、これを見ると全て知識のレベルだと思います。中学校2年生で、18.5%の子供が死んでも生き返ると回答しているというのは、おそらく、生身の体験、つまり実体験が不足していることが大きな問題ではないかと感じています。教育課程との関係にもなってくるのかもしれませんが、命と直接触れ合ったり、五感を使ったり、それから、家庭の問題が子供達の心理に非常に大きな影響を与えていることを鑑みると、学校と家庭以外の人達との繋がりもトータルに考えていかないと、これだけでは予防に繋がらないのではないかと思います。すぐには取り組めないかもしれませんが、ぜひ色々な場面でご検討いただきたいと思っています。

事務局（青少年課長） まず、2点目については、8ページの（2）の3つ目「性教育との関連で、生命に感謝し、生命を大切にする教育について学習する機会を設定しましょう。」ということで、学校によっては助産師の方を講師に招いて生命について学ぶ、これは、各学校、生命の尊重に関する教育課程というものがあまして、様々な教科、これは体験を含めて、ご指摘のありました命尊重の教育は既に実践されているところでもあります。その中の（1）命尊重に関する読書コーナーを、各学校で自ら子供達が選んだり、先生達と相談して選ぶなどして設置することで、命尊重の教育課程をより推進させようという一環であります。

次に1点目の件ですが、9ページに「ストレスマネジメント教育の推進」がありますが、これは、今年度から、全ての学校の教職員が必ず一人は参加するという研修を計画しており、現在、全ての学校から申し込みが来ております。あわせて、中学校3年生と高校3年生に対して、講師を学校に呼んで、実際に「ストレスマネジメント教育」を実施している途中でございます、学校からの声を聞きますと、特に今回、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、色々な不安がある中で受験しないといけないということもあり、非常に良かったということで、1年生や2年生にもしてもらいたいとの声もあるところです。

委員 ありがとうございます。公式な研修等の機会も大事だと思いますが、インフォーマルな機会ですので、こうした相談事ができるようなものも大事かと思えます。最初にご説明いただいた他の教科との関連では、総合的な学習の時間等でも生命をテーマにとりあげていると思えますけれども、色々やらなければならない事がたくさんある中で、生命に関する事は非常に重要な課題だと思いますので、なるべく、学校を挙げて取り組めるようにぜひお願いしたいと思います。

教育長 ありがとうございます。他に委員の皆さんから何かございますか。

委員 色々不幸な事故があったりして、このような児童生徒の心のケアに対して教員が積極的に研修を行うという試みは非常に重要だと思います。このようなものを作成したことについて、まず敬意を表したいと思えます。生徒を対象にしたストレスマネジメント教育というものをやっておられますが、保護者に対しては、どのような取組をやっておられるのか教えてください。

事務局（青少年課長） 保護者に対しては、先ず、教育相談ができる場所を、毎年カードで紹介しております。併せて、心の問題等を取り扱ったリーフレットを毎年作成しております。その配布に努めております。学校によっては、家庭教育学級やPTAの話し合いの場の中で、そういったものを学ぶ機会を得ているところがございます。以上です。

委員 ありがとうございます。今回、特にこのような冊子を作ったわけですので、更にブラッシュアップされたと思いますが、同時に、保護者に対する資料もブラッシュアップをしていただいて、冊子の成果というものを生徒のみならず家庭向けの冊子等も刷新して、内容をブラッシュアップしていただくよう要望いたします。

教育長 ありがとうございます。今回の冊子は、抽象的にならないよう、データを用いながら、なるべくわかりやすいものになるよう努めました。この資料が教職員だけに留まらず、保護者への周知の段階でも活用できるようお願いしていきたいと思っております。

教育長 他にございませんでしょうか。

委員 7ページの（3）に、「児童生徒が、学校の全教職員の中から「相談したい教職員」を選択し、教育相談を実施する。」とありますが、悩みを打ち明けられる先生を探す、それを提供することは凄く大事だと思いますが、相談したい教職員が誰なのか分からない生徒がいると思います。そのため、この下の欄に「児童生徒にどのような自己開示をしていますか？」という先生に対する質問が記載されていると思います。どうやったら児童生徒が相談をしてくれるのかという取組を色々な学校でしていると思いますが、このように自己開示をして、児童生徒がどの先生に相談したら良いかというのを考えさせられるようにしているというような事例を、フィードバックしているのでしょうか。

事務局（青少年課長） ご指摘のように、教師が自己開示をしていくということは、つまり、子供達から相談を受け易い環境を作るということを様々な機会を通じて指導しているところです。資料の19ページはサンプルですが、例えば、どうしても担任の先生とはなかなか上手くいかないが、隣の先生だったらとか、養護教諭の先生だったらとか、それから部活動の先生だったりとか、学校には様々な経歴の先生方がいらっしゃいますので、先ずは、自分たちの身の回りにどんな先生がいるんだろうということを知っていくということも必要だと思います。併せて、子供達が先生ではなく、友達に相談するというのもよく見受けられますので、友達が相談を受けた際に、これは先生に繋いだ方が良いというような途中の部分ということで、現在「SOSの出し方教育」が始まっており、これは県の事業の中の一環ですが、心理的不安を受けたときに、どのように助けを求めれば良いかというような事業となっております。担任の先生だけではなく、学校には様々な相談ができる先生がいるということを発信していくことの必要性を感じているところです。

委員 各学校で、例えばこの先生はこんなことが得意ですとか、こんな経歴がありますとか、プロフィールみたいなものがないと名前だけ書いてもよくわからな

いと思います。

事務局（青少年課長） 4月に、PTAの紹介ということで、各学校の先生に趣味や小学校時代嬉しかったことは何ですかというような、同じフォーマットで全ての学校の先生達に聞いてそれを配布するというのは、各学校でよくやっているところでは。

教育長 4月は、新しいメンバーでスタートしますので、先生方と子供達や保護者との距離感を縮める工夫を学校にお願いしております。

委員 学校の応援団である地域の方々が学校に入るといった機会もあると思いますが、子供達は先生ではない大人と接する機会や話す機会があまりないと思います。やはり、地域の方々と子供達がもう少し日常的に関われるような機会を、是非作っていただきたいと思います。

教育長 今後、そのような機会を作ることは必要なことだと思っております。ありがとうございます。

委員 説明を聞きまして、いわゆるワンストップサービスというか、色んな先生方が、子供達が何か心配事があっても、誰でも相談するよというよなことで作っておられて、先生の資質向上ということも図っておられます。教職員、場合によっては親も含めて情報を共有化していく、先生自体が悩みを抱えない、保護者だけが悩みを抱えない、子供一人で悩みを抱えない、というような仕組みも作っていかないといけないので、ワンストップサービスの後の共有化は非常に重要だと思います。共有化のプログラムを、各学校でシステムとして組んでいるかどうか、そこは、しっかり作っていただきたいと思います。先生一人ひとりの資質を上げるだけではなくて、学校の共有化のツールとしても上手く活用していただきたいと思います。

教育長 ありがとうございます。共有化のシステム・プログラム作りにも取り組んでいきたいと思っております。

委員 今、委員がおっしゃったように、共有化というのは本当に大事だと思います。共有化すればするほど、個人情報が集まってくるわけですので、全教職員が共有化した場合に、取扱いを間違えると大変なことになってしまいますので、個人情報の取扱いについても、教職員がきちんと理解しておく必要があると思います。

教育長 おっしゃるとおりで、案件によっては限られた教職員の範囲で情報共有するなど、今後注意をしていきたいと考えております。

教育長 他にございませんでしょうか。
(なしの声あり)

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 市議会関係の審議結果等について

教育長 報告事項（２）につきまして、中管理部長、説明をお願いします。

事務局（管理部長） 議案綴りの１６ページをご覧ください。報告事項（２）市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。第２回市議会定例会が、６月９日から２５日までの１７日間開催されました。定例会でも議案としてお諮りしました、まちなか図書館の土地取得に係る議案や区分所有による建物一部取得に係る議案、ＧＩＧＡスクール構想に伴う端末購入のための補正予算を計上し、議決をいただいております。個人質疑では、教育委員会関係は約１００問の質問がございました。主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、臨時休業による影響、学校再開後の児童・生徒の学校生活とその対策、簡易給食、ＧＩＧＡスクール構想の具体的な内容などについて、質問があったところです。説明は以上です。

教育長 ありがとうございます。

教育長 この件につきまして、お聞きになりたいことがございますか。
（なしの声あり）

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



(3) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 報告事項（３）につきまして、引き続き中管理部長、説明をお願いします。

事務局（管理部長） はい。報告事項（３）教育委員会関係の主な行事についてご説明いたします。お手元にチラシ等をお配りしております。主な行事としましては、市立美術館におきまして、特別企画展「キスリング展～エコール・ド・パリの偉大なる画家～」を、７月１７日から９月６日まで延べ４６日間開催いたします。キスリングは、今から約１００年前、第一次世界大戦後のパリに世界中から集まった「エコール・ド・パリ」と呼ばれた芸術家たちの一人で、美しい女性像や可憐な花々など、魅惑的で哀愁を帯びた作風で成功を収め「モンパルナスのプリンス」と呼ばれた作家です。本展では初期から晩年に渡って描いた作品の約８０点を紹介いたします。チラシ裏面の左側中ほどに、感染症対策について掲載しておりますが、検温をサーモグラフィーを使って行う予定です。また、来館者カードを全員に記載していただき、入場制限等も取り入れながら開催する予定です。イベントについては、市全体としてこれまで延期や中止していましたが、このような対策を取りながら実施いたします。
説明は以上です。

教育長 ありがとうございます。

教育長 この件につきまして、お聞きになりたいことがございますか。もちろん途中の状況によっては中止ということも前提となっておりますし、鑑賞者の混雑の状況についてネットで配信するとか、その辺はどうでしょうか。

事務局（美術館副館長） はい。チラシの裏にありますとおり、他の美術館の取組など

も参考にして、例えば、ホームページで今の混雑状況などを随時お知らせしたり、マスクを忘れた方には簡易のマスクを提供するなど、他館の取組を参考にしながら、最大限取り入れて、感染防止を図りながら、文化に親しむ機会をできる範囲で継続して開催していきたいと思っております。

教育長 長丁場の展覧会になりますけれども、無事に多くの方々に貴重な時間を提供できればと思っております。

教育長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。
(なしの声あり)

教育長 ありがとうございます。

教育長 最後に、委員の皆さんから何かございませんか。

委員 勤労女性センターについて、現在指定者により運営されていると思っておりますが、教育委員会事務局の関わりについてお聞かせください。前回の定例会で、指定管理者に関して報告いただきましたが、指定管理者であっても教育機関として何らかの関わりを持っていく必要があると思っておりますので、現状について教えていただければと思っております。

事務局（管理部長） 勤労女性センターは、生涯学習課が生涯学習の一環でこういうような事業をしてほしいという仕様書のようなものを示し公募します。それに基づき応募者は事業計画などを示し、5年間の指定管理の期間を設けて最終的に指定管理者を決定することになります。

委員 その5年間のやり取りはどのようになっていますか。

事務局（管理部長） 毎月、業務報告を受けるほか、こちらからも出向いて行って、現場確認などもしているところです。

委員 不定期で結構なので、どういう状況なのかということをお知らせいただければと思っております。

教育長 はい、分かりました。

教育長 他にございませんでしょうか。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 それでは、次回の日程についてご連絡いたします。次回の教育委員会定例会は、8月20日木曜日、16時からを予定しております。以上でございます。

8 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

【以上】